

○ 特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第3 運営</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 3の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の(1)及び(2)に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 必要とする借入額が<u>3億円</u>（法人にあっては<u>10億円</u>）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次に掲げる人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者（当該人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられることが確実であることの証明を市町村から受けた交付対象者を含む。）が借り入れる場合</p> <p>(ア) <u>実質化された人・農地プラン（農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるものをいう。）</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>	<p>第3 運営</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 3の「慎重な審議が必要な場合」とは、次の(1)及び(2)に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 必要とする借入額が<u>1億5千万円</u>（法人にあっては<u>5億円</u>）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次に掲げる人・農地プラン等において地域の中心となる経営体として位置づけられた農業者（当該人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけられることが確実であることの証明を市町村から受けた交付対象者を含む。）が借り入れる場合</p> <p>(ア) <u>人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知）第2の規定により実質化された人・農地プラン</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) <u>農林水産省経営局金融調整課長が別に定めるもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>5・6 (略)</p>

7 広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。以下同じ。）が行われた場合は、広域認定に係る関係市町村（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第5の4（1）の①に規定する関係市町村をいう。以下同じ。）のうち、（1）に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。

ただし、推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの用途に、広域認定に係る関係市町村を所在地とする農用地又は農業生産施設の取得等を含む場合にあっては、（2）に定める市町村に設置された推進会議において、対象とする資金の貸付けの認定等を諮ることが望ましい。

（1）借入希望者が主たる農業経営を行っている市町村

（2）推進会議の認定等を受けようとする資金の貸付けの用途に農用地又は農業生産施設の取得等が含まれる対象事業地がある市町村（当該対象事業地が複数市町村にある場合は、主たる対象事業地がある市町村）

8・9 （略）

（新設）

7・8 （略）

（別紙）

— 要領例 —

〇〇市特別融資制度推進会議設置要領

第4 運営等

（1）～（5）（略）

（6）（5）の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。

（別紙）

— 要領例 —

〇〇市特別融資制度推進会議設置要領

第4 運営等

（1）～（5）（略）

（6）（5）の「慎重な審議が必要な場合」とは、次のア及びイに掲げる場合をいう。

ア 必要とする借入額が3億円（法人にあっては10億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）

（ア）（略）

（イ）特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「設置要綱」という。）第3の4の（1）のイに規定する場合

イ 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）を対象とする資金の貸付けにあっては、次に掲げる場合

（ア）・（イ）（略）

（7）・（8）（略）

（9）〇〇市以外の市町村を含んだ広域認定（基盤強化法第13条の2の規定に基づき、都道府県の知事又は農林水産大臣が行う農業経営改善計画の認定をいう。）の内容に関する協議等については、設置要綱第3の7の方針を基に、関係市町村（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）第5の4（1）の①に規定する関係市町村をいう。）と調整を行い、広域認定に係る農業者への円滑な融資に努めるものとする。

ア 必要とする借入額が1億5千万円（法人にあっては5億円）を超える場合（ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。）

（ア）（略）

（イ）特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知）第3の4の（1）のイに規定する場合

イ 認定新規就農者（基盤強化法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）を対象とする資金の貸付けにあっては、次に掲げる場合

（ア）・（イ）（略）

（7）・（8）（略）

（新設）

附 則 （令和2年3月30日元経営第3032号）

この通知は、令和2年4月1日から施行する。